

実験動物飼育管理業務仕様書

1 福島県立医科大学ふくしま国際医療科学センター先端臨床研究センターにおける飼育管理業務は本仕様書に従って実施するものとする。

2 委託業務内容

(1) 名 称 実験動物飼育管理業務

(2) 場 所 福島県福島市光が丘1番地地内

(3) 委託期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

(4) 目 的

福島県立医科大学ふくしま国際医療科学センター先端臨床研究センター内前臨床イメージング研究施設における実験動物の適切な飼育状況を維持させ、飼育用諸設備の効率的な保守と良好な飼育環境の維持を目的とし、実験動物の適切な飼育管理について関係法規及び以下に定める事項により行う。

3 業務内容

(1) イメージング研究施設内の実験動物飼育管理に関すること

ア 実験動物入荷時の検収及び搬入時における収容作業

イ 週1回のケージ・床敷き交換（ただし、床敷き汚れの状況に応じて

（以下「乙」とする。）は、公立大学法人福島県立医科大学（以下「甲」とする。）と協議の上対応する。）

ウ 平日毎日の動物の健康状態確認、餌、水の量チェック、補充

エ 週5日の対象エリア床面の清掃・消毒

オ 飼育室室内及び飼育装置、各ドア取手の清拭消毒

カ 飼育装置の作動状況の点検・記録

キ 実験動物の死体等の廃棄処理（施設委託業者へ焼却依頼等）

ク モニタリング動物の搬出及び検査後の動物の安楽死処理

(2) 飼育器材及び関連機材類の洗浄・滅菌・消毒及び保管管理

ア 高圧蒸気滅菌装置による滅菌作業

イ ロータリーケージワッシャーによる、ケージ及び付随部品の洗浄、消毒

ウ 飼育器材の適切な保管管理

(3) 施設維持管理

ア 使用済み無塵衣、シューズカバーの回収、洗濯、滅菌操作

- イ 着衣室内の無塵衣、シューズカバー、手袋、マスク等の在庫確認、補充
- ウ 対象区域内シューズの洗浄
- エ 廃棄物の処理
- オ 飼料、床敷の在庫管理、受け入れ、補充
- カ エアシャワーフィルター（週1回）、エアコンフィルター、空気清浄機フィルター（月1回）の清掃
- キ 壁、ドア等の清拭消毒（月1回）
- ク パーティクルカウンターによる環境測定（月1回）
- ケ 対象エリア床面及び壁面の清掃・消毒
- コ 対象エリアのアンモニア濃度測定及び記録表の作成（年2回）

(4) その他、前記各項の派生作業については、研究施設の長と作業従事責任者の協議により円滑かつ適切に実施すること。

4 業務対象

- (1) 飼育室1 IVCラック（マウス用）48ケージ IVCラック（ラット用）48ケージ
- (2) 飼育室2 IVCラック（マウス用）48ケージ IVCラック（ラット用）48ケージ
- (3) 検疫飼育室 IVCラック 48ケージ
- (4) 添付平面図のとおりとする。
※平均稼働率は60%前後までとする。

5 作業従事者

- (1) 高圧蒸気滅菌装置を操作する者は第1種圧力容器取扱作業主任者の資格を有すること。
- (2) 作業従事者の内1名は、実験動物技術者2級資格、又は同等の知識・技術を有すること。
- (3) 乙が、作業従事者の履歴書、資格等の写しを甲に提出すること。
- (4) 乙は委託業務にかかわる乙の代理者としての作業従事責任者を指定し、甲に通知すること。
- (5) 作業従事責任者は、作業従事者を指揮、監督すること。
- (6) 甲は、作業従事者として不適当と認めた者については、乙と協議の上交替させることができる。
- (7) 作業従事者が交替する場合は事前に甲の承諾を受け、交替者と十分に引継を行い業務に支障のないようにすること。
- (8) 作業従事者が急病等により欠勤し、該当日の要員確保が困難な場合は翌日以降できる限り速やかに遅滞作業の解消をすること。

- (9) 作業従事者の長期欠勤が事前に解っている場合は、代行者を配置すること。
- (10) 作業従事者は、所定書式の作業日報を記録し、甲に提出すること。
- (11) 乙は2か月に1回を目安に、職場及び施設責任者を訪問し、職場の状況把握と利用者の要望を聞き取り、最善の作業を実施する様に努めること。
- (12) 乙は作業従事者に対して、関係業務に関わる教育研修を実施すること。
- (13) 作業従事者は関係法令及び、諸規程を厳守し、誠意を持って業務に当たること。
- (14) 作業従事者は甲の指定する名札を着用すること。
- (15) 乙は作業従事者の放射線被ばく管理を自社において行うこと。また、作業従事者の被ばく状況について、毎月、甲に報告すること。
- (16) 乙は関係法令に基づき、放射線管理区域内で作業を行う作業従事者の健康診断について適正に実施すること。また、乙は健康診断結果について確認し、確認結果について、甲に報告すること。
- (17) 乙は関係法令に基づき、放射線管理区域内で作業を行う作業従事者に対し、甲の実施する教育訓練に参加させること。甲の実施する教育訓練に参加させることができない場合は、必要な教育訓練に参加させる措置を講ずること。
- (18) 作業従事者は放射性試薬、毒・劇物及び各種データの管理について、甲の指導に従い、適正に管理すること。
- (19) 作業従事者は甲の指導に従い、放射線障害の防止に努め、従事中、事故等が発生した際は、早急に乙に連絡を行い、甲の指示のもと適正に対応すること。

6 業務日及び勤務時間

- (1) 原則として業務を行う日（以下「業務日」という。）は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から12月31日までの日及び1月2日から1月3日（以下「休日等」という。）を除いた日とする。

ただし、休日等が4日間以上連続する場合には、業務日と業務日の間が4日間以上開かないよう休日等であっても業務日を設定し、あらかじめ甲に届け出ること。

また、乙は、業務の遂行にあたり上記業務日以外に業務を行おうとする場合はあらかじめ甲と協議する。また、甲から業務日以外の業務を依頼された場合は、最大限の努力により対応すること。
- (2) 作業従事者の勤務時間は原則8:00から17:00まで（休憩1時間を含む）とする。

休日に作業を行う場合は、事前に甲と協議した作業内容に必要な必要最低限の労働時間とする。

7 相互協力

乙は、前臨床イメージング研究施設における円滑な運営を図るため、学内の関連他施設及び他の業務との相互協力を行うこと。その際は、甲と綿密に内容を協議して実施するこ

と。

8 疑義

この仕様書に定めない事項、又はこの仕様書に疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して、誠意をもってこれを解決すること。